

保育所等の入所にかかる利用調整基準の改正について

1. 背景・目的

利用調整基準は、子ども・子育て支援新制度実施にあわせ、平成27年4月入所より、客観性と透明性をより高めるために点数制を導入しているが、保育士等の加点に該当する場合であっても、市外居住者の場合は調整点数において大幅な減点となり、市内で保育士等としての就労ができないケースがあるなど、新たな課題があがっている。

本市として保育定員を拡大するためには、保育士等の確保が必要であるため、保育士等の加点を適用する方については、市外居住者の減点を除外するように要綱の改正を行う。

2. 改正の概要

(1) 改正基準

市外居住の方で市内の保育所等へ復職する保育士等である場合の調整点数について

改正前		改正後	
世帯の状況	市外に居住している場合(転入予定を除く)。	△ 90	
			市外に居住している場合(転入予定、 <u>市内の保育所等へ復職する保育士等の加点適用者を除く</u>)。 △ 90

(保育士等の加点適用者：月120時間以上勤務+30、月64時間以上120時間未満+20)

- ・市内の保育所等(企業主導型保育事業を含む)へ復職する保育士・保育教諭
- ・市内の認定こども園、長時間・長期休業中に預かり保育を実施している幼稚園へ復職する幼稚園教諭
- ・保育士配置として振替可能な市内の保育所等へ復職する看護師

(2) 適用日

令和3年4月1日入所分より適用する

3. 市民意見公募の結果

(1) 実施期間：令和2年5月28日(木)から令和2年6月30日(火)

(2) 実施結果(寄せられたご意見)：1件

今回の一部改正に関する意見の概要 1件